

小美玉市義務教育学校開校準備委員会設置要綱

平成27年7月1日

教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 小美玉市義務教育学校の開校に当たり必要な事項を調査・検討するため、対象地区に小美玉市義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語)

第2条 この要綱において義務教育学校とは、小学校と中学校を統合し、義務教育9年間を見通した教育を行う学校とし、対象地区は、次に掲げる地区とする。

- (1) 玉里地区
- (2) 小川北中学校区

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 対象地区内の小学校及び中学校の統合準備に関すること。
- (2) 義務教育学校の建設に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、40人以内で組織し、対象地区内の次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校の保護者代表
- (2) 小中学校職員
- (3) 小中学校の通学区域の地域住民代表
- (4) 教育に関して識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、統合の日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

4 委員は無報酬とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第8条 委員会は、所掌事項の推進のため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。

3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設整備課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委告示第4号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委告示第8号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

部会名	委員	検討事項
総務・通学部会	学校関係者職員 PTA代表 地域代表者	1. 学校名称、校則等（校章、校歌、校訓）、制服の有無、式典事業等に関する事 2. 通学体制（通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等）に関する事 3. その他、総務・通学部会に属する事項
学校運営部会	学校関係者職員	1. 教育課程等、学校行事、児童会及び生徒会、交流学習等に関する事 2. 設備備品（学校備品、教材、図書等）、保存文書等の整理に関する事 3. 統合校への移転計画に関する事 4. その他、学校運営部会に属する事項
PTA部会	学校関係者職員 PTA代表	1. PTA組織運営（組織編制、規約、役員選出、運営計画）に関する事 2. その他、PTA部会に属する事項